

墨田区公設保育所における紙おむつ・おしりふきの  
サブスクリプションサービス導入事業者募集

公募型プロポーザル実施要領

令和8年1月

墨 田 区

## 目次

1 公募の趣旨 .....	1
2 事業期間 .....	1
3 サブスク事業仕様 .....	1
4 公設公営保育所サブスク事業の現況 .....	2
5 提案について .....	3
6 第三者への業務の委託 .....	3
7 募集選定スケジュール .....	3
8 参加資格 .....	3
9 参加申込の手続き .....	4
10 質問の受付及び回答 .....	5
11 審査方法 .....	5
12 評価基準 .....	5
13 選定結果の通知 .....	5
14 覚書の締結 .....	5
15 業務の継続が困難となった場合 .....	5
16 その他 .....	6
17 担当 .....	6

## 1 公募の趣旨

墨田区公設公営保育所では、園児の保護者（以下「保護者」という。）の紙おむつ・おしりふき（以下「紙おむつ等」）持参の負担軽減を目的として、利用を希望する園児へ紙おむつ等のサブスクリプションサービス（以下「サブスク」という。）を導入している。しかし、利用率が5割以下となっており、おむつ替えの際の確認作業や在庫管理による保育士の業務負担が発生している状況である。

区では、墨田区こども計画を定め、乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備事業として、保育の質の向上及び保育士等の人材確保・育成定着を推進している。

また、墨田区公設保育所整備計画において、公設保育園の役割は、①保育施策の推進②保育行政を行う人材育成③保育における社会的セーフティーネットの体制づくり④地域の子育て支援の4つを定めており、引き続き、保護者の就労形態やニーズの多様化に対応した保育サービスの充実が求められている。サブスク利用の促進を図り、保育士の負担を軽減し、安定的な人材確保に向け、働きたい職場として選ばれるよう、環境改善を図り続ける責務がある。

そこで、本事業を通じて、乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の確保を図るため、保育における安全・安心な環境づくり、保育施設における質の向上に資する取り組みとなるよう、より具体的な提案を募集する公募型プロポーザルを実施する。事業者の選定にあたっては、価格だけでなく、本区の地域の特性を活かした企画力、専門性、実績等を総合的に勘案し、選定を行うものとする。

## 2 事業期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

## 3 サブスク事業仕様

### (1) 対象者

墨田区公設保育所（以下「保育所」という。）に入園している園児のうち、サブスクの利用を希望する者

### (2) 実施園

公設公営保育所 19園（分園含む）の全園

公設民営保育所 8園（分園含む）のうち本事業の実施園（令和7年12月末現在未定）

※保育所所在地は別紙1（納品先）のとおり

### (3) サブスク

#### ア 利用に関する契約

契約は、利用を希望する園児の保護者が直接事業者へ申込み（解約の申込みを含む。）を行い、事業者と保護者で直接契約を行う。なお、1か月単位で利用及び解約ができ、同一年度内であっても解約後に再度の契約ができるものとする。

#### イ 紙おむつ等の提供

事業者は、利用の契約を行った保護者（以下「保護者」という。）の園児に対し、保育

所で使用する紙おむつ等について数量の上限を設けず提供を行う。なお、事業者は契約者の確認ができる資料を保育所に提供し、契約者等に変更がある場合は遅滞なく保育所に報告する。

ウ 紙おむつ等の発注・在庫管理

事業者は、オンライン発注・管理システムが提供でき、保育所の業務効率化に寄与するシステム体制の構築をすること。

エ 紙おむつ等の納品

納品先は別紙1のとおり

保育所からの発注を受け、紙おむつ等を保育所が指定する場所に直接納品する。

災害時や市場の変化によらず（おむつが品薄になっても）、不足がでないように納品ができる体制を構築すること。

なお、納品する日時は事業者と保育所で協議し決定すること。

オ 紙おむつ等の規格

国内で一般的に流通しているメーカーとし、紙おむつについては、利用園児の年齢等に応じて必要なサイズ（S・M・Lなど）及びタイプ（テープ・パンツ）を取り扱う。

なお、紙おむつ等は全ての保育所で同じものを提供すること。

(4) 利用料金の徴収等

利用料金は月額定額制とし、利用料金の徴収（還付を含む。）については事業者と保護者との間で行うこと。

また、事業期間中に区がサブスク利用者の利用料金の一部を補助する取り組みを実施した場合は、事業者は、利用者からの委任を受け、補助金の申請、請求及び受領に係る一切の事務を行うこと。

なお、その場合においては、その手続きに関し別途、要綱等を定める。

(5) 相談体制

事業者は、保護者や保育所からの問合せについて適切に対応できるよう、相談サポート体制を整えること。

(6) 保育所及び園児の保護者への周知

本事業が円滑に開始できるよう、区の指定する期日までに、保育所への説明資料及び園児の保護者への案内チラシ等を作成し、実施園へ配布する。

(7) 個人情報の保護及び情報セキュリティ

事業者は、事業の実施に伴い知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならないほか、個人情報の取扱いにつき最大限の注意をするものとし、関連する法令の遵守と実効性のあるセキュリティ対策を講じること。

(8) 事業期間中の月額使用料の変更について

ア 基本原則

本事業期間である5年間において、物価上昇等の経済状況の変化があった場合でも、事業者は月額使用料を一方的に変更することはできない。

イ 料金変更の手続き

やむを得ない事情により月額使用料の変更が必要となった場合、事業者は区に対して書面にて変更の申し入れを行い、協議を行うこと。

ウ 協議の条件

月額使用料の変更に関する協議は、覚書締結日から1年以上経過した後でなければ開始することができない。

エ 変更の制限

協議の結果、月額使用料の変更が認められた場合でも、その変更率は直近の消費者物価指数（CPI）の変動率を上限とする。

オ 利用者への配慮

月額使用料の変更が行われる場合、事業者は保護者に対して十分な周知期間を設けなければならない。

カ 変更の適用

月額使用料の変更が合意された場合、その適用は合意日の翌年度の4月1日以降とする。

キ 例外規定

天災地変その他の不可抗力により、上記によることが著しく不適当と認められる場合は、区と事業者が誠実に協議の上、別途の取り決めを行うものとする。

#### 4 公設公営保育所サブスク事業の現況

(1) サブスク導入年度

令和5年10月1日

(2) 導入園数

19園（分園含む）

(3) 0歳児から2歳児までのサブスク利用率（令和7年7月末※現在）

0歳児 44.12% 1歳児 45.31% 2歳児 31.97%

※在園児数 0歳児90名 1歳児256名 2歳児318名

(4) 令和7年11月現在在園児数

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
103名	261名	316名	319名	322名	332名

(5) 参考

公設民営保育所 令和7年11月現在在園児数

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
48名	117名	129名	109名	115名	111名

#### 5 提案について

(1) サブスク事業に関すること

利用率の向上につながる具体的な取り組みも提案に含めること。

(2) 保育所の子育て支援に関すること

乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の確保を図るために取り組みを提案すること。

なお、提案事業については、保育所の設置目的に合致し、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、サブスク事業者の責任において実施できる事業とすること。

6 第三者への業務の委託

本事業は、業務の全てを第三者に委託させてはならない。

決済代行業務や配送など、第三者が実施するものは、企画提案書に明記すること。

7 募集選定スケジュール

内容	期日
質問の受付期限	令和8年1月16日（金）午後5時まで
質問に対する回答	令和8年1月19日（月）
申請受付期限	令和8年1月26日（月）午後5時まで
選定結果の通知	令和8年2月上旬予定

※本プロポーザルは、企画提案書を選定委員会において審査するため、プレゼンテーション審査は行わないものとする。

8 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。各要件は、参加申込書提出日を基準日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年9月20日18墨総契第387号）に定める除外措置の要件に該当していないこと。
- (3) 次のア、イに該当しないこと。
  - ア 法人等及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者またはそれらの利益となる活動を行う者
  - イ 前記アの他、墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年5月16日23墨総契第135号決定）第4条による入札参加除外措置を受けている者、又は都や他の区市町村で同様の入札参加除外措置を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始の申立てをしたとき、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになった等にないこと。
- (5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としないこと。
- (7) 「3 サブスク事業仕様」に記載している業務を、適切に遂行することが可能な、豊富な

実績と運営体制を有していること。

## 9 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第1号）

なお、参加表明後にプロポーザル参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第2号）を提出すること。

イ 企画提案書（任意様式）

（ア）提出部数

正本1部及び副本1部、提出データを格納したCD-R

（イ）企画提案書には、表紙、目次、ページ番号を付すること。

（ウ）企画提案書は、正本には、事業者名を記入し、副本には事業者名（協力事業者を含む）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないこと。

（エ）企画提案書提出後の追加、変更、差し替え、再提出は認めない。

（オ）本プロポーザルで提案された企画の実施は、利用者サービスの向上に資することなどを条件とし、事前に区に事業に係る事業計画書を提出し、承諾を得ること。

（カ）本プロポーザル方式参加に係る書類作成等の費用については、全て事業者の負担とする。

（キ）サブスク導入に関する資料（施設向け・保護者向けマニュアル、契約書等）

ウ 事業者概要（任意様式）

エ 業務実績書（任意様式）

オ 商業登記事項証明書

カ 法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（直近2年間）

キ 決算報告書（直近2か年分）

### (2) 提出受付期限

令和8年1月26日（月）午後5時まで

### (3) 提出方法

担当へ持参又は郵送とする。

本提案書における資料等は、区ホームページからダウンロードを行うこと。

## 10 質問の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和8年1月16日（金）午後5時まで

### (2) 受付方法

質問書（様式第3号）に記入の上、「17 担当」まで電子メールで提出するとともに、電話にて連絡すること。なお、口頭による質問には応じない。

### (3) 回答日・回答方法

令和8年1月19日（月）に、全ての質疑に対する回答書を墨田区ホームページに公表する。

なお、回答の際は、質問者は公表しない。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合がある。

## 11 審査方法

本事業を行う事業者の選定は、「8 参加資格」を満たすと認めた者について、選定委員が提出された企画提案書等の内容をもとに、書面で審査し、最も評価の高い事業者を選定する。審査及びその内容は、非公開とする。

また、必要に応じて、事業者へ追加の書類提供や聞き取り等による内容確認を行う場合がある。

なお、事業者からの応募が1者のみの場合においても、審査を行う。

## 12 評価基準

別紙2評価基準のとおり

## 13 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した全ての事業者に対して書面で通知する。審査結果について、異議の申し立ては認めない。

## 14 契約の締結

選定された事業者と、提案された内容について協議し、協議が確定後に区と契約を締結する。ただし、参加資格の要件に定める要件に疑義が生じた場合等は、契約の締結は行わない。

## 15 業務の継続が困難となった場合

事業者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、区は事業期間内であっても事業者と締結した契約を破棄し、新たに事業者を選定する。

また、天災地変その他の不可抗力により、区及び事業者双方の責めに帰すことが出来ない事由により、業務の継続が困難になった場合は、業務継続の可否について協議するものとする。

## 16 その他

- (1) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (2) 提出された書類の返却はしない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザル以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業等に必要な範囲において複製することがある。
- (4) 本業務の詳細事項及び業務の進め方等については、区の指示に従うこと。
- (5) 事業期間中に、区から業務内容の報告を求められた時は、速やかに報告すること。
- (6) 選定された企画提案書の著作権は、区に帰属する。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、墨田区情報公開条例に基づき対処する。

## 17 担当（問合せ先及び申請書類の提出先）

墨田区子ども・子育て支援部子ども施設課（墨田区役所4階）

所在地 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話 03-5608-6162(直通)

FAX 03-5608-6404

メールアドレス KODOMO@city.sumida.lg.jp

公設公営保育所	施設名	所在地
1	江東橋保育園	墨田区緑4-35-9
2	江東橋保育園分園	墨田区亀沢3-12-5
3	横川橋保育園	墨田区太平1-27-13
4	中川保育園	墨田区東墨田2-1-15
5	花園保育園	墨田区東向島3-16-2
6	福神橋保育園	墨田区文花1-30-21-101
7	文花保育園	墨田区文花1-24-5
8	たちはな保育園	墨田区立花3-21-16
9	八広保育園	墨田区八広3-7-5
10	東駒形保育園	墨田区東駒形4-22-6 (R11年度移転予定)
11	東あずま保育園	墨田区立花1-27-6-101
12	おむらい保育園	墨田区文花1-32-1-103
13	太平保育園	墨田区太平1-13-10
14	鐘ヶ淵北保育園	墨田区堤通2-8-15-109
15	梅若保育園	墨田区墨田2-38-13
16	立川保育園	墨田区立川1-5-2
17	中川南保育園	墨田区立花6-8-2-106
18	寺島保育園	墨田区東向島1-23-10
19	しらひげ保育園	墨田区堤通2-5-5-101

公設民営保育所	施設名	所在地
1	押上保育園	墨田区押上2-10-17
2	すみだ保育園	墨田区墨田4-22-4-101
3	亀沢保育園	墨田区亀沢1-27-5
4	きんし保育園	墨田区江東橋4-30-2-301
5	長浦保育園	墨田区八広5-10-1-105
6	水神保育園	墨田区堤通2-6-9-103
7	横川さくら保育園	墨田区横川5-9-1
8	横川さくら保育園分園	墨田区立花1-23サタウソ立花5-206

## 評価基準

項目番号	評価項目	評価ポイント	配点
1	業務実績	本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか。	5点
2	業務趣旨の理解	本事業の意義、目的を正しく理解し、本区が抱える課題解決に向けた提案内容となっているか。	5点
3	提案内容の実行・実現性	(1) 提案内容を実現するための、実行力と専門性があるか。 (2) 提案内容は、本事業の目的を達成できる実現性が高いものになっているか。	10点
4	保護者の負担軽減	(1) 利用料金は、保護者にとって最適な料金となっているか。 (2) 紙おむつ・おしりふきの規格は広く認知されており、保護者が安心して使用できるものか。 (3) 申し込みや支払い、解約手続きの内容や方法は保護者にとって利便性が高いものか。 (4) 無料お試し期間の設置など、保護者へのサービス内容の周知方法に工夫があるか。	20点
5	保育士の負担軽減	(1) 利用者・在庫・発注管理の内容や方法は保育士が手続きしやすい環境が整備されているか。 (2) 配送方法や配送スケジュールは施設にとってよりよい提案となっているか。 (3) 導入に関するスケジュールは、合理的な計画となっているか。	15点
6	保護者・保育士共通の負担軽減	(1) 保護者・園からの問合せ窓口は、受付手法や開設時間等工夫された設置となっているか。 (2) 説明資料やマニュアル、利用申込書等は、わかりやすいものになっているか。	10点
7	独自のノウハウや提案	(1) 利用率の向上につながる具体的かつ有効な提案となっているか。 (2) 保育施設における質の向上に資する取り組みは、他自治体における導入ノウハウを踏まえた具体的かつ有効な事業の提案があるか。 (3) 支払い方法は、区が求める基準に対応しているか。 (4) 本業務の創造性、発展性がうかがえる提案がされているか。	25点
8	緊急時の体制	災害、その他突然の在庫切れなど緊急時の対応が整備されているか。	5点
9	個人情報管理	個人情報管理、情報セキュリティ対策は十分に配慮されたものか	5点